

あなたの「コンピテンス」を認定する

専門公認心理師資格制度



- 教育研修等で公認心理師のスキルアップを目指します
- 各専門分野で必要な「コンピテンス」を習得すると資格認定
- 専門公認心理師は各分野の専門性を保証します
- 5年ごとの更新制で資質の維持・向上を目指します

申請手順:

- 希望する専門分野において、研修等を含む認定基準を満たします
- 分野別にWeb申請を行います
- 審査料:1万円、登録料:2万円

申請期間:

- 1期:2026年6月22日(月)~7月21日(火)
- 2期:2026年11月24日(火)~12月23日(水)

詳細はこちら



公認心理師の上位専門資格の認定制度を開始予定

一般社団法人 公認心理師の会

一般社団法人 公認心理師の会は、心理職の国家資格である公認心理師のスキルアップとキャリアアップのために、分野別の「専門公認心理師」の資格を認定する制度を開始する予定であることをお知らせいたします。

背景

2017年9月15日に「公認心理師法」が施行され、日本で初めて心理職の国家資格である公認心理師制度が始まりました。公認心理師は、心理に関する支援を必要とする人々（要支援者）の心理状態を観察してその結果を分析し、要支援者やその関係者に対して、関連する他職種との連携を図りながら、助言・指導その他の心理に関する援助を行います。文部科学省と厚生労働省が管轄しており、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野にまたがる汎用資格として、広く国民の心の健康の保持増進に寄与することが期待されています。

公認心理師となるためには国家試験に合格後、公認心理師登録簿への登録を受ける必要があります。また、公認心理師法第43条には資質向上に関する責務が明記されており、公認心理師は知識および技術の向上に努めなければなりません。さらに、公認心理師資格は5分野にまたがる汎用資格であるため、資格取得後、取得者が業務を行う分野や施設、さらには当該の要支援者の特性に応じた専門性の向上が求められています。

一般社団法人 公認心理師の会は、公認心理師の職能団体であり、公認心理師の方々に向けた研修制度を整備してきました。このたび、公認心理師の会は、国民の心の健康増進ならびに公認心理師のスキルアップとキャリアアップのために、分野別の「専門公認心理師」の資格を認定する制度を創設します。

各位におかれましては、関連各所にご周知いただければ幸いです。

1. 理念と骨子

公認心理師に対する国民の期待は高まっており、その有資格者の知識・技能の質保証が重要な課題となっています。本会は、国民の心の健康増進を目的として、科学者－実践家モデルおよびエビデンスにもとづく実践を設立理念として活動してきました。具体的には、公認心理師が活動する諸分野における職能の専門性や必要とされる知識・技能等について、国内外の文献や諸外国のガイドライン等について網羅的に精査しながら検討を行っ

てまいりました。この度、当会の関連委員会における検討の成果として、各実践分野における公認心理師がその分野の特性に応じて備えておくべき知識・技能の内容を「コンピテンス」リストとして策定いたしました。今後は、このコンピテンスリストにもとづいて、研修制度を整備し、一定のレベルに達した者に各分野の「専門公認心理師」の資格を認定します。

2. 制度の目的

- ① 公認心理師としての知識と技能に関する研修の機会を確保し、公認心理師のスキルアップをめざし、また、公認心理師取得後の教育研修の道筋を示し、若手の方々の学びと研鑽の目標を示します。
- ② 各実践分野における公認心理師としての知識と技能について、一定のレベルに達した方には、「専門公認心理師」の資格を認定し、キャリアアップ（就職機会の拡大）をめざします。
- ③ 公認心理師資格は汎用資格であり、各実践分野の職場における深い知識や技能を必ずしも反映するものではないため、専門公認心理師の資格により、各分野の専門性を保証します。また、5年ごとの更新制を設け、継続的な研鑽による資質の維持・向上をめざします。
- ④ 本会が推奨する公認心理師の理念について、各分野のコンピテンスリストおよび5分野横断の共通コンピテンスリストとして具体化します。

3. 資格の名称

公認心理師の実践分野を代表する5分野に応じて、6つの専門公認心理師の資格を認定します。

- 一般社団法人 公認心理師の会 認定 医療専門公認心理師
- 一般社団法人 公認心理師の会 認定 福祉専門公認心理師
- 一般社団法人 公認心理師の会 認定 教育専門公認心理師
- 一般社団法人 公認心理師の会 認定 司法・犯罪専門公認心理師
- 一般社団法人 公認心理師の会 認定 嗜癖専門公認心理師
- 一般社団法人 公認心理師の会 認定 産業・労働専門公認心理師

4. 資格の対象

本会の専門公認心理師資格を申請できるのは本会の会員とします。

なお、会員になるためには公認心理師の資格登録者であることが必要です。

5. コンピテンスにもとづく研修と資格認定

本会の制度の特徴は、コンピテンスリストにもとづく研修と資格認定である点です。

本会のこれまでの活動の成果として、公認心理師のコンピテンスを定め、コンピテンスリストを作成しました。リストは、分野別と5分野共通のものに分かれます。分野別コンピテンスリストは、5つの実践分野における公認心理師の活動に必要とされる基礎的・全般的な知識・技能（ミニマムエッセンス）を集約したものです。さらに、5分野を横断する基礎的なコンピテンスを「共通コンピテンスリスト」として設定しました。

これらのコンピテンスリストにもとづいて研修をおこない、一定のレベルに達した方に各分野の「専門公認心理師」の資格を認定します。

6. 審査について

コンピテンスリストに記載された項目ごとに、①本会が主催する研修会への参加、②他団体による研修会のうち本会が認定したものへの参加、③推薦書などによって申請していただきます。この申請書にもとづいて認定の審査をおこないます。

本会による審査を経て合格が決定した方に対して合格認定を交付します。合格者は資格登録料を支払い、専門公認心理師として登録されます。

7. 資格の更新について

資格は5年ごとに更新します。更新には、定められた必要な条件を満たす必要があります。

※コンピテンスリストと認定方法の詳細は、後日発表いたします。